

霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月14日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第226号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条―第26条」を「第21条―第26条の2」に、「第62条―第70条」を「第62条―第69条」に改める。

第1条中「及び鹿児島県卸売市場条例(昭和46年鹿児島県条例第46号。以下「県条例」という。)」を削る。

第1条の次に次の1条を加える。

（業務運営の基本原則）

第1条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

第5条第2項中「法第58条第1項の規定により鹿児島県知事」を「第6条の2第1項」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（卸売業務の許可）

第6条の2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ない者であるとき。
 - (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。
 - (3) 申請者が市場の卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
 - (4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
 - (5) 申請者が市場の買受人又は買受人の役員若しくは使用人である者であるとき。
 - (6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで及び前号のいずれかに該当する者があるとき。
 - (7) その許可をすることによって前条に定める卸売業者の数を超えることとなるとき。
- 第7条第1項中「鹿児島県知事から」を「前条第1項の」に改める。

第10条の次に次の4条を加える。

(卸売の業務の許可の取消し)

第10条の2 市長は、卸売業者が第6条の2第3項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第7条第1項の入場保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由なく第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由なく引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (4) 正当な理由なくその業務を遂行しないとき。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併又は分割)

第10条の3 卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第6条の2第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第6条の2第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第10条の3第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(卸売の業務の相続)

第10条の4 卸売業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第6条の2第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

5 第6条の2第3項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、第6条の2第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第10条の4第1項の認可の申請」と読み替えるものとする。

6 第1項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

(名称変更等の届出)

第10条の5 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(3) 商号を変更したとき。

(4) 法人である場合にあっては、資本又は出資の額及び役員を変更したとき。

(5) 卸売の業務を廃止したとき。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第11条第1項中「県条例第21条第2項の規定により県知事に届出を行った者で、」を削る。

第15条第1項中「県条例第13条に規定する買受人」を「卸売業者から卸売を受ける者」に改める。

第5章中第27条の前に次の1条を加える。

(売買取引の原則)

第26条の2 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

第31条の次に次の1条を加える。

(売買取引条件の公表)

第31条の2 卸売業者は、次に掲げる事項について公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

第41条中「法第58条第1項」を「第6条の2第1項」に改める。

第51条中「の翌日まで」を「から5日以内」に改める。

第53条見出し中「即時支払義務」を「支払い」に改め、同条中「受けると同時」を「受けた日から5日以内」に改める。

第56条第1項中「卸売業者」を「市長及び卸売業者」に改め、同条第2項中「市長」を「市長及び卸売業者」に改め、「卸売業者に指示し、」を削り、同項の次に次の1項を加える。

3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第31条の2の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を公表するものとする。

第56条の2中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条中「前項の規定により規則で定める物品の」を「食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品安全に関する法令に即して」に、「に従わなければならない」を「を行わなければならない」に改める。

第65条第1項第1号中「第57条第1項」を「第6条の2第1項の許可の取消し若しくは第57条第1項」に改める。

第67条第1項中「市場へ」を「取引参加者及び市場へ」に、同条第2項中「市場の」を「取引参加者又は市場の」に改める。

第68条の次に次の1条を加える

(卸売業者の事業報告書の提出等)

第68条の2 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令という。」）別記様式第2号により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内にこれを市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、主たる事務所に1年間備えて置かなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる理由のいずれかに該当しない限り、当該申出を拒んではならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合

第69条を削り、第70条を第69条とする。

附 則

この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(提案理由)

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)が平成30年6月22日に公布され、改正後の卸売市場法(昭和46年法律第35号)が令和2年6月21日に施行されることを受け、共通の取引ルールなどについて規定するとともに、同法における委任規定が削られ、県条例が廃止されることに伴い、同条例に定められていた卸売業務の許可に係る手続等について規定するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。